

参加者証の交付申請に必要な書類

70歳未満の方にご提出いただく必要があるもの

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）（※更新申請時には不要）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業入院医療記録票（様式第6号）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写し
- ⑥限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
※助成対象は、適用区分がエか又はオに該当する方のみです
- ⑦申請者の住民票の写し<コピー不可>

70歳以上かつ高額療養費の適用区分が「一般」以外の方にご提出いただく必要があるもの

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）（※更新申請時には不要）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業入院医療記録票（様式第6号）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写しと高齢受給者証の写し（70歳以上75歳未満の者に限る）
※助成対象は、一部負担金の割合が2割の方です
（平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の方を含む）
- ⑥後期高齢者医療被保険者証の写し（75歳以上の者に限る）
※助成対象は、一部負担金の割合が1割の方です
- ⑦限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ⑧申請者の住民票の写し<コピー不可>

70歳以上かつ高額療養費の適用区分が「一般」の方にご提出いただく必要があるもの

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）（※更新申請時には不要）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業入院医療記録票（様式第6号）の写し
- ④加入医療保険者への照会にかかる同意書
- ⑤被保険者証（健康保険証）の写しと高齢受給者証の写し（70歳以上75歳未満の者に限る）
※助成対象は、一部負担金の割合が2割の方です
（平成26年3月31日以前に70歳に達している1割負担の方を含む）
- ⑥後期高齢者医療被保険者証の写し（75歳以上の者に限る）
※助成対象は、一部負担金の割合が1割の方です
- ⑦世帯全員の市町民税課税年額（または非課税）を証する書類
- ⑧世帯全員の住民票の写し<コピー不可>

※ご年齢と高額療養費の適用区分により必要書類が異なりますので、御留意ください。